

吉野川荘デイサービスセンター

重要事項説明書

社会福祉法人樟風会

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。ご利用の折は、この説明書と「利用料一覧」を見ていただき、ご同意を得たうえで、契約します。施設の概要は、次のとおりです。

1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 樟風会

(2) 法人所在地 徳島県板野郡北島町中村字八丁野 4-19

(3) 代表者氏名 理事長 渡辺修身

(4) 設立年月日 昭和42年3月

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成11年11月9日指定

(2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に、通所介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 吉野川荘デイサービスセンター

(4) 電話番号 088-698-2112

(5) 施設長 住田典代

(6) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族及び地域との交流を目指します。

(7) 開設年月日 平成8年4月1日

(8) 通常の事業の実施地域 板野郡北島町、藍住町、松茂町、徳島市川内町・応神町、鳴門市大麻町

(9) 営業日及び営業時間

営業日 毎週月～土まで（ただし、1月1日から3日並びに12月31日は休業日）

サービス提供時間 AM9時からPM4時30分まで

(10) 利用定員 25人（1日当たり）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、管理者1名(兼務)、生活相談員1名以上、介護職員3名以上、看護職員1名以上、機能訓練指導員1名以上、調理員1名(兼務)を配置しています。

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎

- ・ご自宅から事業所まで送迎いたします。車イスのご利用者でも専用車で送迎します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第8条参照）

「利用料一覧」記載の料金表を参考にして下さい。

(2) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)の料金・費用は、月ぎめでお支払い下さい。

支払いの方法……②郵便貯金通帳からの引きおとし。

(3) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者または居宅介護支援事業所に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、12条参照）

当事業所は、ご契約者に対しサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活

環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所は、ご利用者に対しサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の要求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者的心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

6. サービスの利用に関する留意事項

- ①施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）
 - 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - 当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ②喫煙
事業所内は全面禁煙となっており喫煙はできません。

7. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減

じる場合があります。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご利用者が死亡した場合

②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②事業所の運営規程の変更に同意できない場合

③ご利用者が入院された場合

④ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑧他の利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解約させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれ

を告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）
契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. 事故発生時の対応

当施設のご利用中に、万一事故が発生した場合は、速やかに、次の対応により対処いたします。

- ①かかりつけ病院、又は協力病院医師の指示を受け、応急並びに必要な処置を行ないます。
- ②速やかに、利用者の家族、保険者(及び当該当者に係る居宅介護支援事業者) 等に連絡いたします。
- ③当事者、又は発見者は、事故状況を正確に把握し、事故報告書を作成し、利用者の家族並びに状況に応じ、関係機関に報告します。
- ④事業者に責任がある場合には、説明書7（損害賠償について）により対処いたします。

10. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）主任相談員 坂口 和代 電話 088-698-2112
- 徳島県国民健康保険連合会 苦情専用 088-665-7205
- お住まいの各市町村窓口
 - 北島町保健福祉課 088-698-9805
 - 藍住町健康推進課 088-637-3115
 - 松茂町健康保険課 088-699-8712
 - 徳島市介護保険相談窓口 088-621-5586
 - 鳴門市長寿介護課 088-684-1175

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

吉野川荘 デイサービスセンター

説明者職名 主任相談員

坂口 和代 

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏 名

契約者 住所

氏 名



※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき
吉野川荘デイサービスセンター運営規程により、利用申込者またはその家族への
重要事項説明のために作成したものです。